

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設について

標記について厚生労働省より健康保険組合宛協力依頼が発出されましたので、お知らせいたします。

セルフメディケーション税制は、スイッチ OTC 医薬品（医療用から転用された市販の医薬品）の使用促進を図る観点から、従来の医療費控除の特例として、市販薬の購入費用について所得控除が受けられるもので、平成 29 年 1 月から始まる新たな制度となっています。

但し、これまでの「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」はどちらかしか適用されず、また、この特例は平成 33 年までの 5 年間の減税措置となっています。

なお、この医療費控除の特例の適用を受けるためには、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防など一定の取組みを行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。

➤対象となる医薬品

医療用から転用され、薬局・ドラッグストアなどで市販されている医薬品。

対象となる薬など詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

➤対象となる人

特例の適用を受ける年中に、健康の保持増進及び疾病の予防への取組みとして、特定健康診査、予防接種、定期健康診断などを受けられている人。

➤控除される金額

平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年間購入額が合計 12,000 円を超えた部分の金額が所得控除の対象となります。上限金額は 88,000 円で、生計を一にしている家族の分も含まれます。

平成 30 年（平成 29 年分）から確定申告できますので、薬のレシートは大切に保管ください。

*セルフメディケーションは、世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。